

## 訪問看護重要事項説明書

指定訪問看護事業者:訪問看護ステーション みらい

### 1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション みらい
所在地	愛知県常滑市金山字大曾37-1
事業所番号	介護保険 2363590049 医療保険 3590049
サービス提供地域	常滑市、知多市、阿久比町

### 2. 事業所の職員体制等

職種	人 員
管理者	1名
看護師	2.5名以上(常勤換算)
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上
事務員	1名

### 3. 営業時間

営業日	月～金曜日（土・日曜日は休み） 年末年始:12月29日～1月3日休み
営業時間	月～金曜日、8:30～17:30（訪問時間 9:00～16:00となります。） ※ ただし、24時間の連絡体制を整えております。

### 4. 事業の目的

病気や障がいなどにより在宅療養をしている状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた方に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

### 5. 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施に当っては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに、利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施に当っては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

### 6. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
  - ①病状・全身状態の観察
  - ②清拭・洗髪等による清潔の保持
  - ③食事及び排泄等日常生活の世話
  - ④褥瘡の予防
  - ⑤リハビリテーション
  - ⑥ターミナルケア
  - ⑦認知症の看護
  - ⑧療養生活や介護方法の指導
  - ⑨カテーテル等の管理
  - ⑩ その他医師の指示による医療処置
- (2) 事業者は理学療法士等が訪問看護を提供している利用者についても、看護職員と理学療法士等が連携して利用者の状態を評価し訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する必要がある為、看護職員が定期的に訪問させていただきますのでご了承ください。

## 7. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、法定利用料に基づく金額です。(別紙ご参照ください)
- (2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、ご指定の金融機関口座から毎月 26 日前後に引き落としさせていただきます。
- (3) 通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費実費を徴収します。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。  
実施地域を超えた地点から、片道1キロメートルごとに 100円
- (4) エンゼルケア料金は 12,000円です。
- (5) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡ください。キャンセル料につきましては一切いただきません。  
連絡先(電話):0569-44-1707

## 8. 緊急時の対応方法

緊急時および事故発生時にあつては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。  
また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

## 9. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係者との連携、必要時の訪問を行います。

## 10. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止に係る組織内の体制(責任者の選定・従業員への研修の実施等)を整え、虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合は、高齢者虐待対応マニュアルに沿って対応いたします。

## 11. 事業休止時における他事業との連携等

- (1) 当事業所が一時的に休業する場合、利用者様の意向を確認し、同意を得て協力訪問看護事業所による代行訪問を行います。ただし、訪問日時の調整やサービス内容を相談させていただく場合があります。
- (2) 利用者様が困らないよう、協力依頼先訪問看護事業所と情報を共有していきます。主治医や担当ケアマネジャー、関係機関と連携し、指示等の確認をいたします。その際、個人情報の守秘義務を徹底してまいります。
- (3) 代行訪問を行う場合は、協力依頼先訪問看護事業所との契約等お手数をおかけいたします。利用の開始や途中でお断りされる場合も利用者様には何ら不利益を被ることはありません。
- (4) 当事業所の事業が復旧した場合は原則当事業所からの訪問看護を再開いたしますが、利用者様のご希望に添えるよう努めてまいります。

## 12. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は健康保険法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

### 13. サービスに関する苦情窓口

- (1) 当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については相談窓口で承ります。
- (2) 当事業所以外に、市役所等の苦情窓口で苦情を伝えることができます。

下記の機関に苦情を申し立てることができます。

訪問看護ステーションみらい	電話 0569-44-1707 管理者 高瀬 松美
常滑市役所 福祉部 高齢介護課	電話 0569-47-6133
知多市役所 福祉子ども部 長寿課	電話 0562-36-2652
阿久比町役場 民生部 ふくし課 高齢介護係	電話 0569-48-1111
知多北部広域連合事業課	電話 052-689-2262
愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 052-971-4165

### 14. 当社の概要

名称・法人種別	有限会社 美来
代表者名	取締役 川村 真司
本社所在地	愛知県常滑市大野町6丁目11番地
電話番号	0569-42-0867
設立年月日	平成17年3月9日

## 利用者負担金(医療保険法定利用料)

項目	内訳	金額
基本療養費	看護師による訪問 理学療法士による訪問	週3日目まで5,550円/回 週4日目以降6,550円/回 5,550円/回
管理療養費	初回は7,710円、2回目以降3,010円/回 訪問看護ベースアップ評価料 1,050円/月 訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月 訪問看護物価対応料 初回60円、2回目以降20円/回	
情報提供療養費	各市町村、保険所への必要時情報提供費用	1,500円/月
加算各種 ／ 同意状況	<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算	6,520円/月
	<input type="checkbox"/> 緊急訪問看護加算(月15日目以降は後者)	2,650円又は2,000円/回
	<input type="checkbox"/> 特別管理加算(管理内容により金額が異なります)	2,500円又は5,000円/月
	<input type="checkbox"/> 複数名看護加算	看護師等同行時 4,500円又は3,000円/回
	<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	8,000円/回
	<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	2,000円/回
	※特別管理加算の対象者は退院時共同加算に上乘せ	
	<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	6,000円又は8,400円
	在宅患者連携指導加算	3,000円/月
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円/月
	営業時間内で90分を超えるサービス(週1回まで)	5,200円
	<input type="checkbox"/> 営業時間外にサービス提供を行う場合(日1回まで)	
	・18:00～22:00/6:00～8:00	2,100円
	・22:00～6:00	4,200円
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療情報連携加算	1,000円/月	
<input type="checkbox"/> 訪問看護遠隔診療補助料	2,650円/回	
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算(死亡月に対応)	25,000円	
衛生材料	実費	
死後の処置	12,000円	

- ◆1ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請致しますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。 ※いずれも医療費控除の対象となります。
- ◆訪問看護ご利用1回につき交通費(下記料金)を徴収致します。
  - ・当事務所からご自宅への距離が片道5km未満の方は100円/回
  - ・片道5kmを超える方は200円/回 ※交通費は実費になります。
- ◆営業日以外の日に緊急訪問した場合は、上記の利用料金に加え、休日料金として1回につき3,300円を徴収致します。 ※実費になります。

利用者負担金(介護保険法定利用料)

内 容	料 金
<p>【看護師による訪問の場合】</p> <p>○それぞれの訪問時間に応じて料金が定められています。                      ※介護保険負担割合証の利用者負担の割合によります。                      ※交通費は含まれております。</p>	<p>・20分未満 314 単位                      ・30分未満 471 単位                      ・30分以上60分未満 823 単位                      ・60分以上90分未満 1128 単位</p>
<p>【理学療法士又は作業療法士による訪問の場合】</p> <p>○それぞれの訪問時間に応じて料金が定められています。                      ※介護保険負担割合証の利用者負担の割合によります。                      ※交通費は含まれております。                      ※ご利用条件により8～15単位減算となります。</p>	<p>・20分 294 単位                      ・40分 588 単位                      ・60分 795 単位</p>
<p>○早朝・夜間・深夜は割増しとなります。                      (早朝) 6:00～ 8:00                      (夜間) 18:00～ 22:00                      (深夜) 22:00～ 6:00</p>	<p>25%割増                      25%割増                      50%割増</p>
<p>○追加サービス</p> <p>緊急時訪問看護加算                      24時間体制で看護師が、緊急時に対応します。                      電話により、ご相談をお受けし、必要時は訪問します。</p> <p>特別管理加算                      留置カテーテルや在宅酸素が必要な方、人工肛門の管理が必要な方等は加算の対象となります。</p> <p>長時間訪問看護加算                      特別管理加算対象の方で、1回の時間が1時間30分を越える訪問を行った場合に加算となります。</p> <p>初回加算                      初回訪問を行った場合の加算となります。</p> <p>退院時共同指導加算                      退院時に病院などの関係者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合の加算となります。                      ※初回加算算定時は算定いたしません。</p>	<p>・1ヶ月 574 単位</p> <p>・1ヶ月 500 単位又は 250 単位                      ※状態により金額が異なります。</p> <p>・1回 300 単位</p> <p>・初回訪問時 300 単位又は 350 単位                      ※退院日訪問の場合後者となります。</p> <p>・1回 600 単位                      ・特別管理加算対象時は2回(1200単位)まで算定。</p>
<p>○加算</p> <p>サービス提供体制強化加算                      複数名訪問加算</p> <p>ターミナル加算</p>	<p>・1回 6 単位                      ・30分未満/1回 254 単位                      ・30分以上/1回 402 単位                      ・死亡月 2500 単位</p>

\* 全費用に地域単価(常滑市は 10.21 円)を乗じ、本人様の介護保険負担割合を乗じた額が利用料となります。

- :各種加算の説明実施/同意状況(下記◎点)  
 □緊急時対応、□特別管理、□長時間  
 □初回、□退院時共同指導  
 □ターミナル

利用者負担金(介護予防保険法定利用料)

内 容	料 金
<p>【看護師による訪問の場合】</p> <p>○それぞれの訪問時間に応じて料金が定められています。</p> <p>※介護保険負担割合証の利用者負担の割合によります</p> <p>※交通費は含まれております</p>	<p>・20分未満 303 単位</p> <p>・30分未満 451 単位</p> <p>・30分以上60分未満 794 単位</p> <p>・60分以上90分未満 1090 単位</p>
<p>【理学療法士又は作業療法士による訪問の場合】</p> <p>○それぞれの訪問時間に応じて料金が定められています。</p> <p>※介護保険負担割合証の利用者負担の割合によります</p> <p>※交通費は含まれております</p> <p>※ご利用条件により8～15単位減算となります。</p>	<p>・20分 284 単位</p> <p>・40分 568 単位</p> <p>・60分 768 単位</p>
<p>○早朝・夜間・深夜は割増しとなります。</p> <p>(早朝) 6:00～ 8:00</p> <p>(夜間) 18:00～ 22:00</p> <p>(深夜) 22:00～ 6:00</p>	<p>25%割増</p> <p>25%割増</p> <p>50%割増</p>
<p>○追加サービス</p> <p>緊急時訪問看護加算 24時間体制で看護師が、緊急時に対応します。 電話により、ご相談をお受けし、必要時は訪問します。</p> <p>特別管理加算 留置カテーテルや在宅酸素が必要な方、人工肛門の管理が必要な方等は加算の対象となります。</p> <p>長時間訪問看護加算 特別管理加算対象の方で、1回の時間が1時間30分を越える訪問を行った場合に加算となります。</p> <p>初回加算 初回訪問を行った場合の加算となります。</p> <p>退院時共同指導加算 退院時に病院などの関係者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合の加算となります。 ※初回加算算定時は算定いたしません。</p>	<p>・1ヶ月 574 単位</p> <p>・1ヶ月 500 単位又は 250 単位 ※状態により金額が異なります。</p> <p>・1回 300 単位</p> <p>・初回訪問時 300 単位又は 350 単位 ※退院日訪問の場合後者となります。</p> <p>・1回 600 単位</p> <p>・特別管理加算対象時は2回(1200 単位)まで算定。</p>
<p>○加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>複数名訪問加算</p> <p>ターミナル加算</p>	<p>・1回 6 単位</p> <p>・30分未満/1回 254 単位</p> <p>・30分以上/1回 402 単位</p> <p>・死亡月 2500 単位</p>

\* 全費用に地域単価(常滑市は 10.21 円)を乗じ、本人様の介護保険負担割合を乗じた額が利用料となります。

- : 各種加算の説明実施/同意状況(下記○点)
- 緊急時対応、□特別管理、□長時間
- 初回、□退院時共同指導
- ターミナル